

吸收分割に関する事前開示書面（変更）

（吸收分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面
（変更））

（吸收分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面
（変更））

2025 年 10 月 28 日

ナブテスコ株式会社
コムテスコ株式会社

2025年10月28日

東京都千代田区平河町二丁目7番9号
ナブテスコ株式会社
代表取締役 木村 和正

岐阜県不破郡垂井町1414番地
コムテスコ株式会社
代表取締役 安藤 清

吸收分割に関する事前開示事項（変更）

ナブテスコ株式会社（以下「吸收分割会社」）は、吸收分割会社の100%子会社であるコムテスコ株式会社（以下「吸收分割承継会社」）との間で2025年9月17日に吸收分割契約（以下「本吸收分割契約」）を締結し、2025年10月31日を効力発生日として、吸收分割会社の油圧機器事業に関する権利義務を吸收分割承継会社に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」）を行うことについて、2025年9月26日付け「吸收分割に関する事前開示書面」（以下「本事前開示書面」）を備置しております。今般、吸收分割会社と吸收分割承継会社の間で2025年10月27日に本吸收分割契約の変更に関する覚書を締結し、本吸收分割の効力発生日を2025年10月31日から2025年12月31日に変更したことに伴い、本事前開示書面における開示事項に変更が生じたため、会社法施行規則第183条第7号及び同第192条第8号に基づき、下記のとおり変更後の事項を記載した書面を備置いたします。変更箇所は下線で表示しております。

記

1. 本吸收分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号及び同第794条第1項）
別紙1及び別紙1-2のとおりです。

以上

吸 収 分 割 契 約 書

ナブテスコ株式会社（以下「分割会社」という。）とコムテスコ株式会社（以下「承継会社」という。）は、第1条に定める事業に関して分割会社が有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

分割会社は、本契約の定めに従い、効力発生日（第6条において定義する。）をもって、会社法に規定する吸収分割の方法により、建設機械、特に油圧ショベルの製造に用いる油圧製品及びその部品その他の付属品の製造及び販売に係る事業（当該事業は、総体として継続企業を構成する株式、資産、権利、負債、従業員、許認可及び契約から成り、以下「本件事業」という。）に関して分割会社が有する第3条第1項に定める権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本吸収分割を行う当事者の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 分割会社

商号：ナブテスコ株式会社

住所：東京都千代田区平河町二丁目7番9号

(2) 承継会社

商号：コムテスコ株式会社

住所：岐阜県不破郡垂井町1414番地

第3条（承継する株式・持分、資産、債務、従業員、許認可、契約、権利及び義務）

- 分割会社は、別紙「承継権利義務明細」に記載するそれぞれの株式・持分、資産、債務、従業員、許認可、契約、権利及び義務を効力発生日において承継会社に移転し、承継会社はこれを承継する。但し、当該株式・持分、資産、債務、従業員、許認可、契約、権利及び義務の移転の効力が生じるために別途登記、登録、通知等の手続が必要となるものについては、これらの手続が完了した時点で承継会社への当該株式・持分、資産、債務、従業員、許認可、契約、権利及び義務の移転の効力が生じるものとする。
- 別紙第5項に「承継債務」として定める分割会社の債務及び義務は、免責的債務引受の方法により承継会社に承継されるものとする。

第4条（分割対価の交付）

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対し、前条第1項に基づき承継する株式・持分、資産、債務、従業員、許認可、契約、権利及び義務の対価として、承継会社の普通株

式 1 株を交付する。

第 5 条（資本金及び準備金）

本吸收分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 増加する資本金：1 円
- (2) 増加する資本準備金：0 円
- (3) 増加する利益準備金：0 円

第 6 条（効力発生日）

本吸收分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 10 月 31 日とする。但し、本吸收分割の手続の進行等に応じて必要があるときは、分割会社及び承継会社が協議の上、これを変更することができる。

第 7 条（承認決議）

1. 分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸收分割を行う。
2. 承継会社は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。

第 8 条（競業避止義務）

分割会社は、承継会社が承継する本件事業について、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わない。

第 9 条（本契約の変更等）

本契約の締結日から効力発生日までの間に、本契約に従った本吸收分割の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明し、本吸收分割の目的の達成が困難となった場合（本契約の締結時に既に判明していた事象について、本契約の締結後に重大であることが判明した場合を含む。）、分割会社及び承継会社は、合意の上、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 11 条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が協議の上決定し、これに従って本契約を書面により変更するものとする。

（以下余白）

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、各当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 9 月 17 日

分割会社： 東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
ナブテスコ株式会社
代表取締役社長 木村 和正



承継会社： 岐阜県不破郡垂井町 1414 番地
コムテスコ株式会社
代表取締役 安藤 清



別紙

承継権利義務明細

効力発生日において承継会社が分割会社から承継する株式・持分、資産、債務、従業員、許認可、契約、権利及び義務は、効力発生日において有効に存在する以下に定める分割会社の株式・持分、資産、債務、従業員、許認可、契約、権利及び義務とする。

1. 株式・持分

- (i) 中華人民共和国法に基づき設立され存続する法人であり、中華人民共和国の201613 上海市松江区榮樂東路 905 号に事業所在地を有する上海納博特斯克液压有限公司の出資持分 55%。
- (ii) タイ法に基づき設立され存続する法人であり、700/905 Moo.5, Amatanakorn Industrial Estate, Tambol Nongkakha, Amphur Panthong, Chonburi 20160, Thailand に事業所在地を有する Nabtesco Power Control (Thailand) Co., Ltd. の出資持分 70%。
- (iii) ドイツ法に基づき設立され存続する法人であり、Tiefenbroicher Weg 15, 40472 Düsseldorf, Germany に事業所在地を有する Nabtesco Power Control Europe GmbH の出資持分 100%。

2. 資産

25 億円に相当する現金。

主として本件事業に属する一切の機械設備、在庫、情報技術、機器、什器、不動産、帳簿書類、顧客リスト及びその他の資産（但し、疑義を避けるため付言すると、西神工場に所在する土地及び建物を除く。）（以下「承継資産」という。）。

3. 権利

主として本件事業に属する一切の権利、債権及び権限（承継契約（以下で定義する。）、承継知的財産権（以下で定義する。）、承継従業員（以下で定義する。）、承継資産及び承継許認可（以下で定義する。）から生じる権利、債権及び権限並びにその他の法的又は経済的利益（確定的なものであるか、未確定のものであるかを問わない。）を含むが、これらに限られない。但し、疑義を避けるため付言すると、承継知的財産権に該当しない知的財産権から生じる権利、債権及び権限を除く。）（以下「承継権利」という。）

4. 知的財産権

(i)特許及び商標については、主として本件事業に属し、(ii)その他の知的財産については、専ら本件事業に属する一切の知的財産権（疑義を避けるため付言すると、分割会社が従事する建設機械用電動製品事業に関連するいかなる知的財産権も除く。）（以下「承継知的財産権」という。）。

5. 債務

「承継債務」とは、次に掲げるものを意味する。

- (a) 承継従業員に対して負い、又はこれに関する分割会社の一切の義務及び債務。
- (b) 承継契約、承継資産、承継知的財産権、承継権利又は承継許認可において分割会社が負う一切の未払金。
- (c) 除外債務（以下で定義する。）を除き、前各号において、主として本件事業の運営から生じる一切の債務。

「除外債務」とは、次に掲げるものを意味する。

- (a) 承継従業員以外の従業員の雇用に係る債務。
- (b) 仮に本件事業に属するものであっても、効力発生日以前に終了する課税期間又はその一部に関連する租税債務。
- (c) 分割会社のために提供された貸付金又は分割会社が引き受けた金融負債、及び関連する保証、コンフォートレター又はその他の担保から生じる一切の債務（但し、本件事業に属する特定のファイナンスリースを除く。）。
- (d) 本件事業に関連し、又は本吸収分割から生じる費用であって、(i)別途の合意に従い分割会社が負担すべきもの、又は(ii)別途の合意に従い承継会社が負担すべきものであるが、6930万円を超えるもの（但し、IT費用、自動車保険費用及び運送保険費用を除く。）。
- (e) 仮に潜在的に本件事業に属するものであっても、2024年12月31日時点の債務、義務又は未払金であって、会計基準に従い貸借対照表の記載要件を満たすにもかかわらず、分割会社が本件事業に関して作成した2024年12月31日時点のカーブアウト貸借対照表に記載されなかったもの。
- (f) 2024年12月31日時点の本件事業の権利、資産、契約、許認可、従業員及び債務に対して2025年1月1日以降に通常の事業運営の範囲によらない変更から生じた債務。
- (g) 本件事業に属しない範囲における債務。

6. 契約

主として本件事業に属し、分割会社が当事者である一切の書面による契約、取決め、合意、保険契約、発注書又は顧客注文書（以下「承継契約」という。）。

7. 従業員

本件事業に主として従事する従業員、及び別途合意されたその他の従業員（但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の規定に従って実際に承継に異議を申し出た従業員を除く。）（以下「承継従業員」という。）

8. 許認可

主として本件事業に属する、政府機関から付与された一切の許可、権限、承認、登録、許諾、通知、同意、認可、免除、適合証明（以下「承継許認可」という。）。

以 上



別紙1-2 吸収分割契約書の変更に関する覚書

吸収分割契約書の変更に関する覚書

ナブテスコ株式会社（以下「分割会社」という。）とコムテスコ株式会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社及び承継会社の間で締結された2025年9月17日付け吸収分割契約書（以下「原契約」という。）に関し、以下のとおり、原契約の変更に関する覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

なお、本覚書で使用される用語は、本覚書で別途定義されるものを除き、原契約において定義された意味と同一の意味を有するものとする。



第1条（原契約の変更）

分割会社及び承継会社は、原契約第6条について、以下のとおり変更することに合意する（下線は変更した箇所を示す。）。

（変更前）

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年10月31日とする。但し、本吸収分割の手続の進行等に応じて必要があるときは、分割会社及び承継会社が協議の上、これを変更することができる。

（変更後）

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年12月31日とする。但し、本吸収分割の手続の進行等に応じて必要があるときは、分割会社及び承継会社が協議の上、これを変更することができる。

第2条（その他の事項）

本覚書に定める事項を除き、原契約は変更されず、本覚書に定めのない事項については原契約の規定による。

第3条（準拠法及び管轄）

1. 本覚書は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本覚書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）



本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、各当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 10 月 27 日

分割会社： 東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号

ナブテスコ株式会社

代表取締役社長 木村 和正



承継会社： 岐阜県不破郡垂井町 1414 番地

コムテスコ株式会社

代表取締役 安藤 清



